

小田原市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月19日

小田原市長 加藤 憲 一

小田原市条例第33号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和50年小田原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第17条の2の次に次の1条を加える。

（固定資産税の課税標準の特例）

第17条の3 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

第19条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改める。

第19条の2の見出し中「あん分」を「^{あん}按分」に改め、同条第1項中「あん分」を「按分」に改め、同条第2項中「あん分」を「按分」に、「被災年度（）」を「被災年度（以下この項及び）」に、「避難の指示等（第24条）」を「避難の指示等（以下この項及び第24条第2項）」に、「及び第24条」を「及び第24条第2項」に、「被災年（第24条）」を「被災年（以下この項及び第24条第2項）」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第24条第2項において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以降の年であるときを除く。第24条第2項において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。第24条第1項において同じ。」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条

の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」として、同項の規定を適用する。

第19条の2第4項中「前3項」を「第1項及び第2項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改める。

第24条第1項中「同項」を「同条第1項」に改め、「（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）」を削り、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第5項第5号中「附則第15条第33項第1号」を「附則第15条第32項第1号」に改め、同項第6号中「附則第15条第33項第2号」を「附則第15条第32項第2号」に改め、同項第7号を次のように改める。

(7) 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合 5分の4

附則第5項中第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合 2分の1

(9) 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合 3分の2

附則第6項中「附則第7条第3項各号」を「附則第7条第4項各号」に改める。

附則第7項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改める。

附則第8項中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改める。

附則第15項中「第26項から第28項まで」を「附則第26項から第31項まで」に改める。

附則第27項中「次項」の次に「並びに附則第30項及び第31項」を加え、附則に次の見出し及び3項を加える。

（平成30年度分及び平成31年度分の軽自動車税の税率の特例）

29 法附則第30条第6項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第26条の規定

の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、同条第2号アの規定中附則第26項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

30 法附則第30条第7項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第26条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、同条第2号アの規定中附則第27項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

31 法附則第30条第8項各号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第26条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、同条第2号アの規定中附則第28項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。